

○防衛省令第十五号

信託法（平成十八年法律第百八号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）の施行に伴い、並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条から第九条までの規定を実施するため、防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年九月三十日

防衛大臣 石破 茂

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令
防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「信託法（以下「法」という。）第六十八条」を「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二条第一項」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第三号中「信託財産」を「信託財産に属する財産」に改め、同条第七号中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第三条を削る。

第四条中「第二条第三号」を「前条第三号」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項中「事業年度」を「信託事務年度」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「事業年度」を「信託事務年度」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「事業年度」を「信託事務年度」に、「信託財産」を「信託財産に属する財産」に改め、同条を

第六条とする。

第八条を削る。

第十六条及び第十七条を削る。

第十五条第一項中「第六十七条及び第六十九条第一項」を「第三条及び第四条第一項」に改め、同条を第

二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（公益信託の終了の報告）

第二十九条 受託者は、信託が終了したときは、終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類を防衛大臣に提出しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、次の各号に掲げる書類を添えた報告書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 信託事務の最終計算書及び附属書類

二 残余財産の処分に関する書類

第十四条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条を第二十七条とする。

第十三条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条を第二十六条とする。

第十二条の見出し中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条中「法第四十九条第一項及び第七十二条」を「信託法第六十二条第四項及び法第八条」に、「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の十条を加える。

（信託財産管理命令の請求）

第十六条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下「信託財産管理命令」という。）を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 任務終了の事由を記載した書類

二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類

三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

（保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請）

第十七条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

（信託財産管理者等の辞任の許可の申請）

第十八条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣

に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産管理者等の解任の請求）

第十九条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、解任を請求する理由を記載した書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。

（信託財産法人管理命令の請求）

第二十条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

- 一 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 二 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- 三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の選任の請求）

第二十一条 利害関係人は、信託法第二百二十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

- 一 選任を請求する理由を記載した書類
- 二 信託管理人となるべき者に係る第二条第五号に掲げる履歴書及び就任承諾書

（信託管理人の辞任の許可の申請）

第二十二條 信託管理人は、信託法第二百二十八條第二項において準用する同法第五十七條第二項及び法第八條の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の請求）

第二十三條 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八條第二項において準用する同法第五十八條第四項及び法第八條の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 解任を請求する理由を記載した書類

二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（新たな信託管理人の選任の請求）

第二十四条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 任務終了の事由を記載した書類

二 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第五号に掲げる履歴書及び就任承諾書

（信託の終了の請求）

第二十五条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 信託の終了を請求する理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 残余財産の処分の見込みに関する書類

十一條中「、その相続人又は受益者（信託管理人を含む。）は、法第四十七條及び第七十二條を「又は信託管理人は、信託法第五十八條第四項及び法第八條」に改め、同條を第十四條とする。

第十條中「第七十一條」を「第七條」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同條第二号中「及び信託財産」を「の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務」に改め、同條第三号中「新受託者の選任」を「新たな受託者」に改め、同條を第十二條とし、同條の次に次の一條を加える。

（検査役の選任の請求）

第十三條 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六條第一項及び法第八條の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 選任を請求する理由を記載した書類

二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第九條の見出し中「信託条項」を「信託」に改め、同條第一項中「第七十條」を「第五條第一項」に、「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改め、同項第一号及び第二号中「信託条項」を「信託」に改め、同條を第七條とし、同條の次に次の四條を加える。

（信託の変更の許可の申請）

第八条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

二 信託の変更をする根拠となる信託法（平成十八年法律第百八号）の規定（同法第百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 信託の変更案及び新旧対照表

2 前項の場合において、当該公益信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

（信託の併合の許可の申請）

第九条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類

二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第百五十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 信託の併合後の信託行為の内容を示す書類及び新旧対照表

四 信託法第百五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の経緯を証する書類

2 第二条第三号及び第五号から第八号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第七号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

（吸収信託分割の許可の申請）

第十条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類

二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第百五十六条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 吸収信託分割後の信託行為の内容を示す書類及び新旧対照表

四 信託法第百五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手續を経たことを証する書類

（新規信託分割の許可の申請）

第十一条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類

二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第百五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 新規信託分割後の信託行為の内容を示す書類及び新旧対照表

四 信託法第百六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手續を経たことを証する書類

2 第二条第三号及び第五号から第八号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用す

る。この場合において、同条第七号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

（防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利
用に関する法律施行規則の一部改正）

2 防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利
用に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条から第六条までの規定中「第十四条」を「第二十七条」に改める。